

●香川県教育委員会告示第5号

平成17年教育委員会告示第3号（教科用図書採択地区の指定）の全部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年12月21日法律第182号）第12条の規定により、教科用図書採択地区を次のとおり定める。

| | |
|-----------------|----------------|
| さぬき・東かがわ・小豆採択地区 | さぬき市 東かがわ市 小豆郡 |
| 高松・木田・香川採択地区 | 高松市 木田郡 香川郡 |
| 坂出・綾歌採択地区 | 坂出市 綾歌郡 |
| 丸亀採択地区 | 丸亀市 |
| 善通寺採択地区 | 善通寺市 |
| 仲多度採択地区 | 仲多度郡 |
| 観音寺・三豊採択地区 | 観音寺市 三豊市 |